

食の多様性に対応した飲食店等の受入環境整備事業業務委託仕様書

1 業務名

食の多様性に対応した飲食店等の受入環境整備事業業務

2 趣旨

本事業は、増加する外国人旅行者の食の多様性に対応した飲食店や宿泊施設等（以下「飲食店等」という。）の受入環境整備を行うことで、外国人旅行者の満足度や消費額を増加させることを目指し、セミナーやメニュー開発支援、情報発信等を行うもの。

3 期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

発注者では現在、市内で食の多様性について取り組んでいる飲食店等や、取り組みたいと考えている飲食店等を把握できていないため、まずは現状調査により把握したうえで事業を進める。

(1) 現状調査

ア 松本市内で既に食の多様性に取り組んでいる飲食店等の把握及び飲食店等のインバウンド受け入れに関する取り組み状況や課題の把握を目的とする、調査及び分析を行うこと。

イ 調査結果をもとに、既に取り組み実績のある事業者及び興味のある事業者へコンタクトを取り、本事業の内容説明を行うこと。

(2) セミナー開催

ア 市内の飲食店等を対象に、食の多様性を普及及び啓発し、食の多様性対応に関する基礎的な知識を身に着けるためのセミナーを開催すること。

イ 参加者の募集及び取りまとめ、広報チラシの作成、参加者との連絡調整、当日の受付、アンケート集計等のセミナー開催運営に係るすべてを業務内容に含む。なお、会場は発注者にて市営施設を確保予定だが、確保できなかった場合には備品等も含め会場を探すこと。

ウ セミナーの参加者は市内飲食店及び宿泊施設をメインとするが、観光協会等の観光関連団体や観光関連事業者の参加も受け付ける。

エ セミナーの内容は食の多様性に限らず、インバウンド全体の基礎知識や、情報発信の手法等についても含めること。想定する内容は以下のとおりだが、最終的に発注者との協議のうえ決定する。なお、各回を同日に実施することも可能だが、飲食店等が参加しやすい日や時間帯を設定すること。

(ア) ムスリム・ベジタリアン・ヴィーガン対応勉強会（全3回程度）

(イ) 訪日市場の基礎知識（1回）

(ウ) Googleマップの活用方法（1回）

オ 受講者はインバウンドや食の多様性に関する知識が無い者から、既に取り組みを行っている者ま

で、知識レベルに差があると予想されるため、誰でも理解できる内容と、既に取り組んでいる飲食店等向けの内容を用意すること。

(3) 受入環境整備及び支援

- ア 飲食店等のメニューに掲載するためのピクトグラムを作成すること。
- イ ピクトグラムは一目でどの食材が入っているか判断できるものとし、ムスリム・ベジタリアン・ヴィーガンに加えて、アレルギー対応にも活用できるものとする。
- ウ ピクトグラムの説明には、日本語、英語、中国語繁体字を用いること。
- エ ピクトグラムは、市内飲食店等がメニューに表記することや、公式観光サイト内で使用することを想定し、飲食店等へのピクトグラム普及を行うこと。
- オ ピクトグラムは市公式サイト観光プロモーション課ページ内に掲載し、いつでもダウンロードし使用が可能な状態にする。
- カ ピクトグラムの権利は松本市に帰属する。
- キ 食の多様性対応に意欲的な飲食店等については、(2)セミナー終了後も本業務受託期間内に、自走化に向けた個別支援を行い、必要に応じてメニュー改善・開発や多言語化についても支援すること。

(4) 松本市公式観光サイトにおける情報発信

- ア 食の多様性に既に取り組んでいる飲食店等や、本事業により取り組みを開始した飲食店等について、本市を訪れる外国人旅行者が情報を得られるよう、一覧にしたページを作成し、松本市公式観光サイト「新まつもと物語」内に掲載すること。
- イ 当該ページは動的なものとし、市職員が飲食店等の追加や削除、内容修正が行えるようにすること。
- ウ 言語は日本語と英語を必須とする。
- エ 当該サイトは令和8年3月に閉鎖し、新サイトを立ち上げる予定のため、食の多様性ページの新サイトへの移行がスムーズできるよう、新サイト構築事業者と調整を行うこと。

(5) その他

本事業は松本商工会議所と一部連携しながら進めるため留意すること。

5 業務報告書の提出

- (1) 報告書は紙での納品のほかに、電子データでも納品すること。
- (2) 報告書の提出を受け、検収に合格後、最終報告書の引渡しを受けるものとする。

6 委託料の支払い

委託料は一括払いとし、受注者は最終報告書を提出後、この委託料を請求すること。発注者は当該請求を受領後、30日以内に支払うものとする。

7 その他

- (1) 随時、発注者と協議するとともに、本仕様書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者の協議によりこれを定めるものとする。

- (2) 受注者は、松本市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (3) 成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (6) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議を行うこと。
- (7) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

8 担当

担 当 松本市文化観光部観光ブランド課 市江

TEL 0263-34-8307

FAX 0263-34-3049

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。